

1 . 件名 : 「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」

2 . 日時 : 令和 2 年 8 月 3 日 (月) 1 6 時 0 5 分 ~ 1 6 時 3 5 分

3 . 場所 : 原子力規制庁 8 階会議室 (TV 会議により実施)

4 . 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全
審査官、河本安全審査官

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他 3 名

5 . 要旨

(1) 日本原燃株式会社 (以下「日本原燃」という。) から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請 (以下「設工認申請」という。) に関し、これまでの設工認申請に係る面談 (1) を踏まえて、申請書記載事項の整理状況について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・ 令和 2 年 6 月 2 4 日の原子力規制委員会の資料 3 において初回の設工認申請で提示すべき事項として記載されている項目全てについて、漏れなく対応すること。また、設工認申請対象施設は初回申請分だけではなく全体を示すこと。
- ・ 設工認申請対象施設の明確化について、作成中の設備一覧も含め、整理状況を早急に示すこと。その際、設備機器等の類型化の検討にも活用できるよう、各々の申請回を含め、全体的に整理すること。
- ・ 資料に記載された作業項目は相互に関連することから、その作業工程等が明確になるよう改めてスケジュールを整理すること。次回スケジュールの提示に当たっては、何をいつ頃までに示せるのか明示すること。
- ・ 令和 2 年 6 月 4 日の設工認申請に係る面談 (2) で求めた設工認申請の体制構築の説明など、これまでの面談を踏まえた対応について、整理して漏れなく対応すること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6 . その他

「初回の設工認申請までのスケジュール」

1 令和2年7月22日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」

2 令和2年6月4日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」